

## 学芸員養成課程 既修得単位認定の申請要項

本学入学前に在学した大学または短期大学（以下「前在大学」、科目等履修生を含む）で学芸員養成課程を履修し、修得した単位の認定を希望する方は、以下の要領で申請を行ってください。申請は入学時の定められた期間のみ可能です。

願い出た授業科目および単位について、本学が認めた場合には以下の通り認定します。

「博物館に関する科目」：博物館法および博物館法施行規則に基づき本学で定める科目と同等とみなされる場合は本学で修得したものとして認定します。

「選択科目」：本学開設の選択科目に相当する科目とみなされる場合は本学で修得したものとして認定します。

### 1. 申請期限

2020 年 3 月 25 日（水）必着

### 2. 申請先

〒252-8538 神奈川県相模原市南区麻溝台 1900 女子美術大学 教育支援センター 単位認定係

※封筒には「学芸員養成課程 既修得単位認定願 在中」と朱書きしてください。

### 3. 申請書類

別記学芸員養成課程表を基に、該当する科目にあわせて以下申請書類を提出してください。

1) 学芸員養成課程既修得科目認定願（本学所定、HP よりダウンロードしてください）

2) 申請科目が記載された単位取得証明書

①「博物館に関する科目」について申請する場合

・学芸員養成課程に関する単位修得証明書※

②「選択科目」について申請する場合

・単位修得並びに成績証明書

・該当科目の内容がわかる授業概要（シラバス等、コピー可）

※発行出来ない場合には、「単位修得並びに成績証明書」と前在大学で博物館法施行規則に基づき修得した科目の内容がわかる授業概要（シラバス等、コピー可）

### 4. 認定結果の通知

2020 年 4 月 6 日（月）12:00 より所属キャンパスの教育支援センター窓口にて配布します。

各自、学生証を持参のうえ、抽選科目登録締切までに必ず受け取りに来てください。

### 5. 申請上の注意事項

1) この認定は学芸員養成課程のための認定であり、卒業要件単位数には含まれません。（卒業のための単位数が免除される訳ではありません。）

2) 既修得単位として認定された科目は、本学入学後に履修することはできません。

3) 一部単位認定を行った場合でも、時間割編成や学位課程科目との関係等により、在学中に資格取得出来ない場合もあります。

- 4) 申請科目の記入欄が不足する場合は、コピーして使用してください。その場合は、何枚目であるか分かるように、「○枚中△枚目」と欄外に記入してください。
- 5) 申請書類提出後の変更は認められません。また、提出された申請書類は返却しません。
- 6) 認定された単位には評価（S・A・B・C）は行わず、「認定」と表記されます。また、認定単位は GPA 計算の対象外となります。
- 7) 外国の大学で修得した単位は、単位の計算基準の違いなどの理由から原則認定しておりません。

## 6. 問い合わせ先

- |                           |       |                  |
|---------------------------|-------|------------------|
| 【相模原キャンパス】教育支援センター相模原グループ | 学芸員担当 | TEL：042-778-6613 |
| 【杉 並キャンパス】教育支援センター杉並グループ  | 学芸員担当 | TEL：03-5340-4508 |